

新地町週休2日制適用工事試行要領 第I編～第III編 新旧対照表

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
第I編 2 用語の定義	2 用語の定義 (2) 対象期間 着工日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完了までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。	2 用語の定義 (2) 対象期間 着工日から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。
11 附則	11 附則 この試行要領は、令和6年4月22日以降に起工する工事から適用する。 附則 この試行要領は、令和6年7月1日以降に起工する工事から適用する。 附則 この試行要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。 附則 この試行要領は、令和7年4月1日以降に起工する工事から適用する。	11 附則 この試行要領は、令和6年4月22日以降に起工する工事から適用する。 附則 この試行要領は、令和6年7月1日以降に起工する工事から適用する。 附則 この試行要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。 — —
【第II編】 2 用語の定義	2 用語の定義 (3) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完了までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。	2 用語の定義 (3) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。
11 附則	この試行要領は、令和6年4月22日以降に起工する工事から適用する。 この試行要領は、令和6年7月1日以降に起工する工事から適用する。 この試行要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。 この試行要領は、令和7年4月1日以降に起工する工事から適用する。	この試行要領は、令和6年4月22日以降に起工する工事から適用する。 この試行要領は、令和6年7月1日以降に起工する工事から適用する。 この試行要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。 — —